

安全・核セキュリティ統括部の組織体制変更に係る
保安規定変更認可申請について

1. はじめに

これまで安全・核セキュリティ統括部（以下「安核部」という。）において所管してきた原子力機構における安全（Safety）、核セキュリティ（Security）、保障措置（Safeguards for non-proliferation）の3S業務の機能連携と組織横断的なガバナンス機能を強化するため、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核物質管理部」2部を設置した組織体制とする。

この組織体制の変更は、令和4年4月1日付けの組織改正をもって運営することから、機構全15保安規定の変更認可申請を行い、令和4年2月末までの認可を目指す。

2. 安核部の組織体制変更の概要

- (1) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事が安全・核セキュリティ統括本部長に就任する。

当該本部長は、理事長を補佐するとともに、安全管理部及び核物質管理部（現在の安全・核セキュリティ統括部）の職務を統理する。従って、安全・核物質管理について機構全体の横断的な活動に関する理事長の補佐としての役割を担う。

また、ガバナンス強化の観点から、「原子力施設の安全管理及び核物質管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。」ことを保安規定及び核物質防護規定で明確にする。

さらに、当該本部長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者として品質マネジメントシステム上の活動を行う。

- (2) 安全管理部長は、保安活動に関して、安核部長が実施していた原子炉施設等の品質マネジメント活動に関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。

- (3) 核物質管理部長は、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、安全・核セキュリティ統括部長が実施していた機構内の核物質管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）、並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。

3. 保安規定変更の要点

(1) 「管理体制」の「組織及び職務」の記載の変更

- ①組織図の見直し（別図）
- ②機構本部組織は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長とする。
- ③安全・核セキュリティ統括本部長の職務（安全・核セキュリティ統括本部長は、理事長を補佐し、●●研究所の○○施設における保安活動に関する指導及び支援活動を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。）を追加
- ④安核部長の職務は、「安全管理部長」に変更

(2) 「品質マネジメント計画」の記載の変更

- ①「5.5.2 管理責任者」の安核部長は、「安全・核セキュリティ統括本部長」に変更
- ②「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の安核部長は、「安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長」に変更
- ③「別表第● ○○規則（各施設に応じた事業規則）に基づく記録」の安核部長は、「安全管理部長」に変更
- ④「別図第● 品質マネジメントシステム体系図」の安核部長は、「安全・核セキュリティ統括本部長」と「安全管理部長」に変更
- ⑤その他の安核部長の記載は、基本的に「安全管理部長」に変更

(3) その他の変更

- ①その他、令和4年4月1日付けで組織改正を予定している拠点については、本申請に合わせて保安規定変更認可申請を行う。

4. 保安規定申請予定時期

この組織改正により保安規定の変更申請手続きを必要とすることから、下記の対応を計画している。

令和3年11月末頃：保安規定の変更認可申請

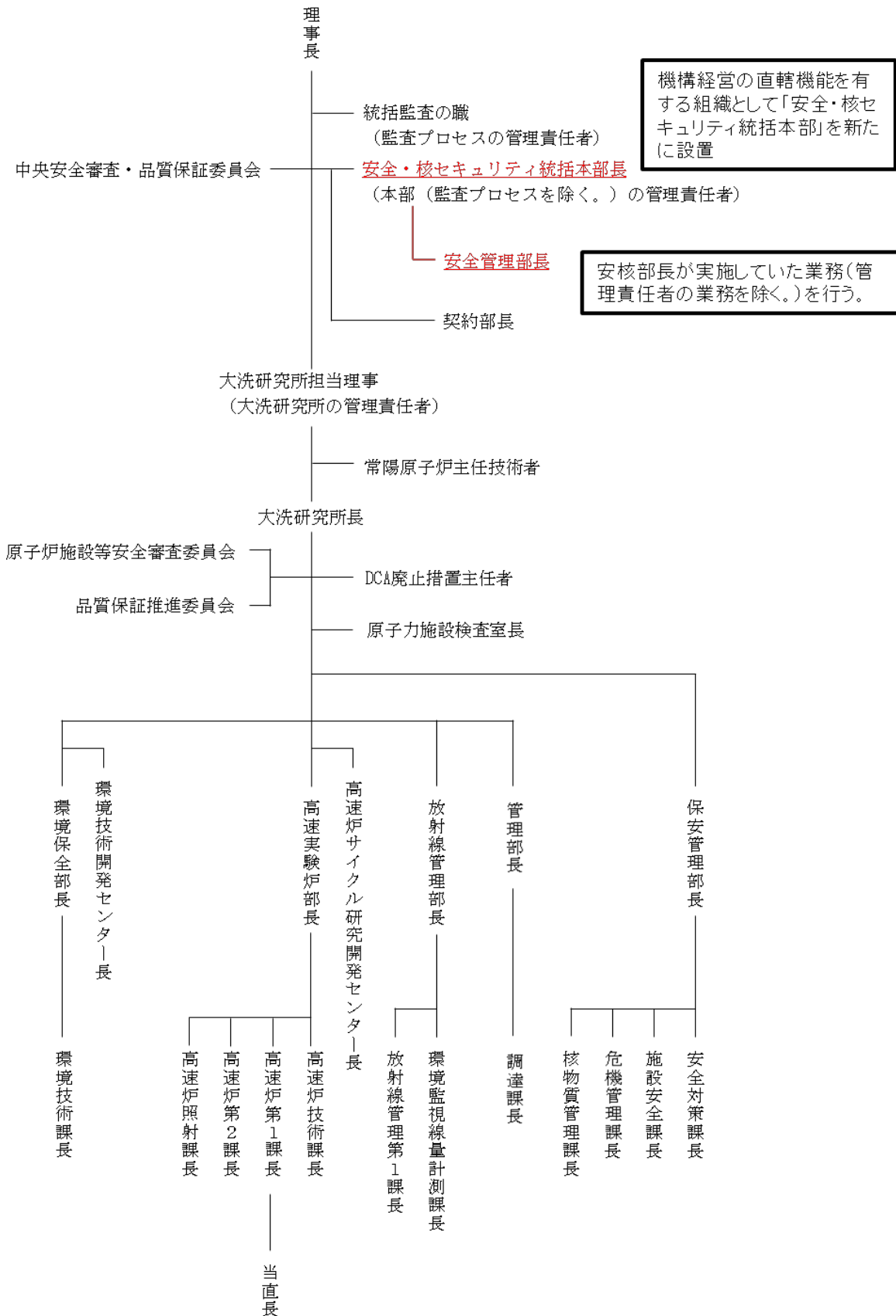
令和4年2月末頃：認可取得目標

令和4年3月中：原子力機構内の組織改正手続き（人事異動等を含む。）

令和4年4月1日：組織改正を予定（関係規定認可後に施行）。

以上

別図 変更後の組織図（大洗研究所(南地区)原子炉施設保安規定の例）



機構経営の直轄機能を有する組織として「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置

安核部長が実施していた業務(管理責任者の業務を除く。)を行う。